

官令

○南洋諸島示甲第十號
長崎地裁判所管内戸支廳并、勸台始審裁判所管内石
卷支廳來九月一日開庭ス
右告示爲事
明治十六年八月廿五日 司法卿大木喬任

叙任賞勳

○明治十六年八月廿四日
四等勳章兼警視廳典獄退職 安村治孝
任集約監典獄 池兵中尉七位勳六等

時事新報

支那ノ兩政黨

支那ハ世界ニ有名ノ大國ナリ土地ノ面積ハ大數五百三十
万方英里コシテコレニ住スル人民ハ四億一千万人ト稱ス
コレヲ我日本ニ比較スルニ土地ノ廣キヲ三十四倍人民ノ
多キヲ十一倍ナリ斯ノ如キ大國ナルガ故コ其一舉一動皆
世界ノ大運ニ關係セザルハナシ支那コシテ頑固古ニ泥ミ
今ヲ喜ビザラントスルカ地球三分一ノ人類ハ遂ニ文明
ノ德澤ニ浴スルコト能ハサルベク支那ニシテ大ニ奮勵勇邁
スル所アラントスルカ東洋ノ文明ハ一蹴シテ異常ノ高度
ニ進ミ歐米諸國ト其鋒ヲ爭フコト難カラザルベシ支那政府
ノ舉動ハ實ニ其影響ヲ世界ニ及ボスモノニシテ就中我日
本ノ如キハ先ヅ其力ニ感動スルノ地位ニ在ルモノト云フ
ベキナリ
支那當代ノ光緒帝ハ幼沖ニシテ未ダ大政ヲ親カラセズ西
太后垂簾聽政シテ方機ヲ決セリ大臣中ニ二派アリ一チ今
帝ノ生父醇親王并ニ老將左宗棠等ノ党トシ一チ恭親王并
ニ李鴻章等ノ党トス醇左ノ党ハ上下共ニ守舊頑迷ノ人ヨ
リ成立シ宇内ノ大勢ニ通ゼズ文明ノ何物タルヲ知ラズ中
華ノ外ニ天地アルコトヲ信セザル如キ有様ナリ恭李ノ党ハ
コレニ反シ早ク世界ノ氣運ニ注目シ文明ノ幕ヲベキナ知
リ漸ク全國ノ改進黨ヲ促カサントスルノ意アリテ只管外國
ノ事ニ注意スルノ人々ナリ今李左二氏ニ就テコレヲ論ス
レバ左宗棠ハ慶直方正ノ譽アリテ頗ル武人ノ心ヲ獲タリ
ト雖モ其器甚ク狹隘ニシテ大國ノ政機ニ當ル可キ人ニア
ラズ例ハ先年伊犁地方コ於テ北隣ノ魯國ニ對シテ其兵
威ヲ壓キテ遂ニ支那帝國ノ一帯ノ伊犁一帶ノ地ヲ回復シテ
ルノ戰功ニ慣レテ忽チ外國ヲ輕侮スルノ念慮ヲ強クシ朝
鮮安南ノ屬邦論ノ如キ日本佛國ヲ收視スルガ如キ斷然兵
力ヲ以テ敵國ヲ威服スルコトノ極メテ容喙コシテ永久ノ得
策タルコトヲ論シテ傳ル所ナリ而シテ一方ノ李鴻章ハ
英邁宏才ヲ以テ世ニ稱セラルト雖モ其性傲慢ニシテ常
一人ノ驕ヲ免カレズ德望ノ一就ヲ論スルハ左氏ニ一
若シテ爾ヲ得ズト雖モ其兇中名士ニ當ルコトヲ以テ智力
競等ノ戰場ニ立テテ支那全圖中コレヲ得テ守テ守テ守テ
李氏ハ其驕ヲ以テ自ヲ誇ルコトヲ好ム左氏ハ其驕ヲ何

○與セズ事ヲ外國ト和熟クテ内國ノ平穩ヲ謀ラントシ安
南ヲ獨立セシメテ佛國ト直接ノ關係ヲ免カレ朝鮮ヲ獨立
セシメテ東方ノ藩屏ヲラメトシ只管中華本部ノ土地
人民ヲシテ直チニ外國ノ刺戟ニ當ルコトナカシメントノ
說ナルガ故コ今回安南事件ニ付佛國使臣トノ談判コ於テ
モ兎角平穩無事ヲ第一トシタリシナリ
然ルニ又恭親王ハ其以前權勢久シク嚇々タリシニモ拘ハ
ラズ近來ハ其名聲漸ク衰縮ニ屬シ醇親王ガ旭日ノ勢力ニ
對シテ益々其光ヲ失フノ趣アリ殊ニ去年軍機大臣王文韶
ガ職罪一條ノ關係ニ因テ病ヲ稱シテ數月家ニ在リシ以來
ハ物論頗ル喧シクシテ其地位ニ安スルコトヲ得ズ是ヨリ
勢力頓ニ挫折シテ急ニ回復ノ望ナキ有様トナリタリ故コ
恭李ノ黨ハ智謀ニ富ミ名士ニ乏シカラズ内外ノ形勢ヲ審
カコシテ國ノ運命ニ慮ルコト深切ナルニモ拘ハラズ政府ノ
權力ハ全ク醇左ノ黨ニ傾向スルノ今日ニ際シ微弱ナル改
進黨ハ守舊論ノ銳鋒ニ當ルコト能ハズ左レバ李鴻章ガ上海
ニテ佛國使臣ト談判ノ際突然北歸シテ天津ニ抵リシ儘進
テ北京ニ入テ親シク復命スルニモ及ハズ直チニ職ヲ罷メ
テ鄭里ニ歸ランコトヲ請フ場合ニ至リタルモ畢竟ハ李氏
ノ親北京政府ノ容ル、既トナラズ空シク不快ノ地位ニ佇
立スルノ趣アルヨリシテ然ルコトハナリタルナリ
抑モ李氏ハ早ク文明ノ採用ヲ着手シ西洋ノ兵制ニ倣テ部
下ノ兵ヲ練リ軍艦ヲ購ヒ海軍ヲ起シ兵器局造船所ヲ設ケ
源船會社ヲ創立スル等支那全國人ニ率先シテ漸ク一般ノ
開明ヲ促サントシ熱心セリ故ニ海軍ナリ招商局ナリ李氏
ノ登用シタル人物ハ支那上流ノ開國家ニシテ大抵南部諸
省ノ人ナラザルハナシ而シテ又南部諸省中ニ就キ廣東省
ハ支那文明ノ本源ト稱スル丈ケアラリテ李氏ノ部下ニハ廣
東人ヲ見ルコト最モ多キナリ又李氏ハ長髮賊討滅ノ功ヲ以
テ其名ヲ顯ハシタルニモ拘ハラズ常ニ其殘黨ヲ慰撫シ其
志士ヲ厚遇シ官途ノ好地位ヲ授ケタル向モ少ナカラズ故
ニ此黨ノ今尙ホ多少ノ勢力ヲ有シナガテ敢テ騒亂ヲ企ル
ニモ至ラザルモノハ全ク李氏ガ待遇ノ宜シキヲ得タルガ
タメナリト云ヘリ斯ノ如キ事情ナルガ故コ一旦李氏ニシ
テ北京政府ノ排斥スル所ト爲リ其待遇無狀ヲ極ムルコト
ランニハ李氏モ亦堪忍ニ經テ解コトナシトモ云フベカラ
ズ事ノ勢果シテ愛ニ至レバ在廷ノ執權者醇左ノ黨ハ是ニ
リ自家運送ノ愁ヲ恐ルニシテ大ニ外國ト難ヲ構ヘテ中國ノ威
光ヲ耀カサントスルノ前ニ先チ内國ノ騒亂ヲ鎮撫スルノ
大事ヲ引受ケザルベカラズ支那モ亦甚ク困難ナリト云フ
ベキナリ

雜報

○彰仁親王 彰仁親王は宮内權大書記官長田註太郎君を
隨へ昨日北海道へ出發せられたる由
○山階定慶王 山階定慶王は去二十三日梅州箱根温泉よ
り歸京あらせられたり
○アルベルト殿下 此程着京せられしメレンボルク大侯
第三の侯子ジョン、アルベルト殿下は一昨廿五日三田
綱町の旅館を發し警官五名騎馬にて護衛し接待掛三宮君
陪乘獨逸公使も附添ひて午後一時坂坂飯屋へ參内せら
れしりバ、聖上おのり鍋島式部頭御先導にて便殿へ出御
大臣參議何れも大禮服にて陪席し奉り殿下へ謁見を仰付
られ御式全く終りて別室に於て茶菓を饗せられたり夫よ
り路路之公園内徳川家代々の靈屋を巡拜し其構造の壯宏
と細工の精妙あると及石燈籠の數多きに最も感服せら
れしと云へり
○御暇乞參内 一昨朝バアックス公使には令嬢並に英公使
館書記官トレンナ、グレイシルの両氏を伴ひ御暇乞とし
て宮中へ參内し、聖上よりは厚き勸語あり續てバアックス
氏には代理公使としてトレンナ氏を陛下に紹介し奉り右
拜謁終てられより令嬢同伴にて皇后宮へ御暇を申し上げ
皇后宮よりその出立を惜み給ふ厚き思召ありて頓て退
出したりし由
○品川農商務大輔 前説に揭載せし如く同大輔には神戸
製茶共進會開業臨席及近傍府縣巡回の爲昨日出發陸路東
海道を経て神戸へ赴きたるよし
○高嶋中將 東部檢閱使高嶋中將の參謀部長谷川大佐間
宮會計監督倉倉軍醫監外數名を隨へ昨日當地出發しより
○見島大佐 去廿三日陸軍卿官房長見島歩兵大佐は御用
有之北海道へ被差遣旨仰付られたりと石ふ付不在中右房
長代理の清水大尉へ命せられたり
○鈴木權大書記官 鈴木農商務權大書記官は去廿三日京
都大坂府外十六縣の巡迴を命せられたりと
○札幌縣令 本月三日關所札幌縣令は自今月俸五十圓増
給せらるゝ旨仰渡されたりと
○富小路待從 據れて北海道巡迴を命せられたる富小路
待從は昨日出發したる由
○安村治孝君 石川嶋監獄署典獄安村治孝君は本日の家
任欄内ある如く今般集約監獄兼お任し宮城監任職を命
せられ月俸百圓を賜はるよし
○上野井鐵藏 陸軍省山縣大書記官の御用を付本月廿二
日上野、鐵藏上野とし村上高、大書記官の御用を付

一昨日發着
○慰勞金下賜
來薪築お取掛
しに付差て内
廿四日歸京し
へ慰勞金を下
○磯野小石衛
引所用務まで
商務大輔を隨
○バアックス公
濱の英國人ケ
任の送別會を
席に著すれば
りて同公使の
し同公使のこ
海軍樂隊の奏
し由尤公使の
來る廿九日頃
○英國公使謁
載しありたる
ふべし
去廿二日 皇
を宮中に御招
も御陪席なら
り
朕誠ニ卿ガ
ヲ清國ノ朝貢
ヲ見テ英國
然レモ今令
制スルニ禁
ニ其間日本
朕ノ旨ヲ
ガ大ニ難
進歩開明ニ
堪エズ朕深
貴重ナルヲ
ナ贈フント
リ乃チ之ニ
以テ卿ニ贈
敬スルノ配
國ヲ去ルニ
シ朕ガ爲ニ
バアックス氏
外臣バアッ
陛下親シク
レタル名譽
保護セシメ
ノ政府トシ
ノ外國實ニ

○上野井鐵藏 陸軍省山縣大書記官の御用を付本月廿二日
上野、鐵藏上野とし村上高、大書記官の御用を付